

## 村田佳久氏 第5代会長就任、高橋栄志氏 新副会長就任

平成19年6月7日(木)午後、さいたま市の埼玉教育会館において、平成19年度通常総会が開催され、理事の互選により、大澤謙治会長に代わって、村田佳久氏（埼玉県冷凍空調工業会会長）が第5代会長に就任しました。

また、副会長には小林熊二副会長に代わって、高橋栄志氏（埼玉県電機商業組合理事長）が新副会長に就任しました。

### ●役員名簿（敬称略）

会長	村田佳久（埼玉県冷凍空調工業会）	副会長	高橋栄志（埼玉県電機商業組合）
常務理事	高橋和彦（埼玉県環境部青空再生課）	理事	平沼一幸（埼玉県自動車販売店協会）
理事	黒木健之（埼玉県冷凍空調工業会）	理事	奥村豊彦（太平洋セメント(株)）
監事	加賀山保一（榑市川環境エンジニアリング）	監事	高木 一（埼玉県冷凍空調工業会）

### 会長就任に当たり

埼玉県フロン回収・処理推進協議会が設立され、はや10年目を迎えております。協議会の設立当初と比べ、業務用冷凍空調機器からのフロン回収を定めたフロン回収破壊法をはじめ、家電リサイクル法、自動車リサイクル法と、フロン回収に関する法律が順次制定され、フロン回収の体制が整備されてきたことは誠に喜ばしい限りに存じます。

また、フロンの回収率の向上を図るための改正フロン回収破壊法がこの10月から施行されますが、フロン回収に関係する事業者の役割は今後ますます重要になるものと思います。

こうした中、埼玉県フロン回収処理推進協議会の第5代会長として指名いただき、緊張と併せてその責任を痛感する次第であります。

さて、昨年の南極のオゾンホールは、NASAの観測によると2,930万 km<sup>2</sup>と過去2番目の大きさに達したとのことで、いまだ一時もフロン回収をゆるめることができない状況にあるといえます。

美しい地球環境を私たちの子孫に残すことは、今を生きる我々の世代の責任です。

どうか、この協議会の活動を通じて、回収・破壊業者、機器所有者、行政などが一体となってフロン回収が推進されますことをお願いし、会長就任のごあいさつといたします。



埼玉県フロン回収・処理推進協議会会長（第5代）

村田 佳久

## 改正フロン回収破壊法が施行される

フロン回収破壊法（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律）が改正され、この10月1日から施行されます。

概要は前号に掲載しましたが、改めてお知らせします。

### (1) 行程管理制度（フロン類の引渡しの委託等を書面で管理する制度）の導入

業務用冷凍空調機器の廃棄等（部品をリサイクルすることを目的に譲渡する場合も含む。）を行おうとする者は、フロン類回収業者に直接フロン類を引き渡す場合は回収依頼書を、フロン類の引渡しを他の者に委託する場合には、その業務を受託する者に委託確認書を交付しなければならないとした。

### (2) 整備時のフロン回収義務の明確化

業務用冷凍空調機器の整備を行う者も、フロン類の回収作業を行うには都道府県知事の登録が必要とした（または、回収作業を登録されたフロン類回収業者に委託しなければならないとした。）。

### (3) 解体される建物中における業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認及び説明

建物解体工事の元請業者は、その建物にフロン類を含む業務用冷凍空調機器が設置されていないかどうかを確認し、その結果を工事発注者に書面（事前確認書）で説明しなければならないとした。また、工事発注者はその確認作業に協力しなければならないとした。

### (4) フロン類の回収が必要な場合の拡大

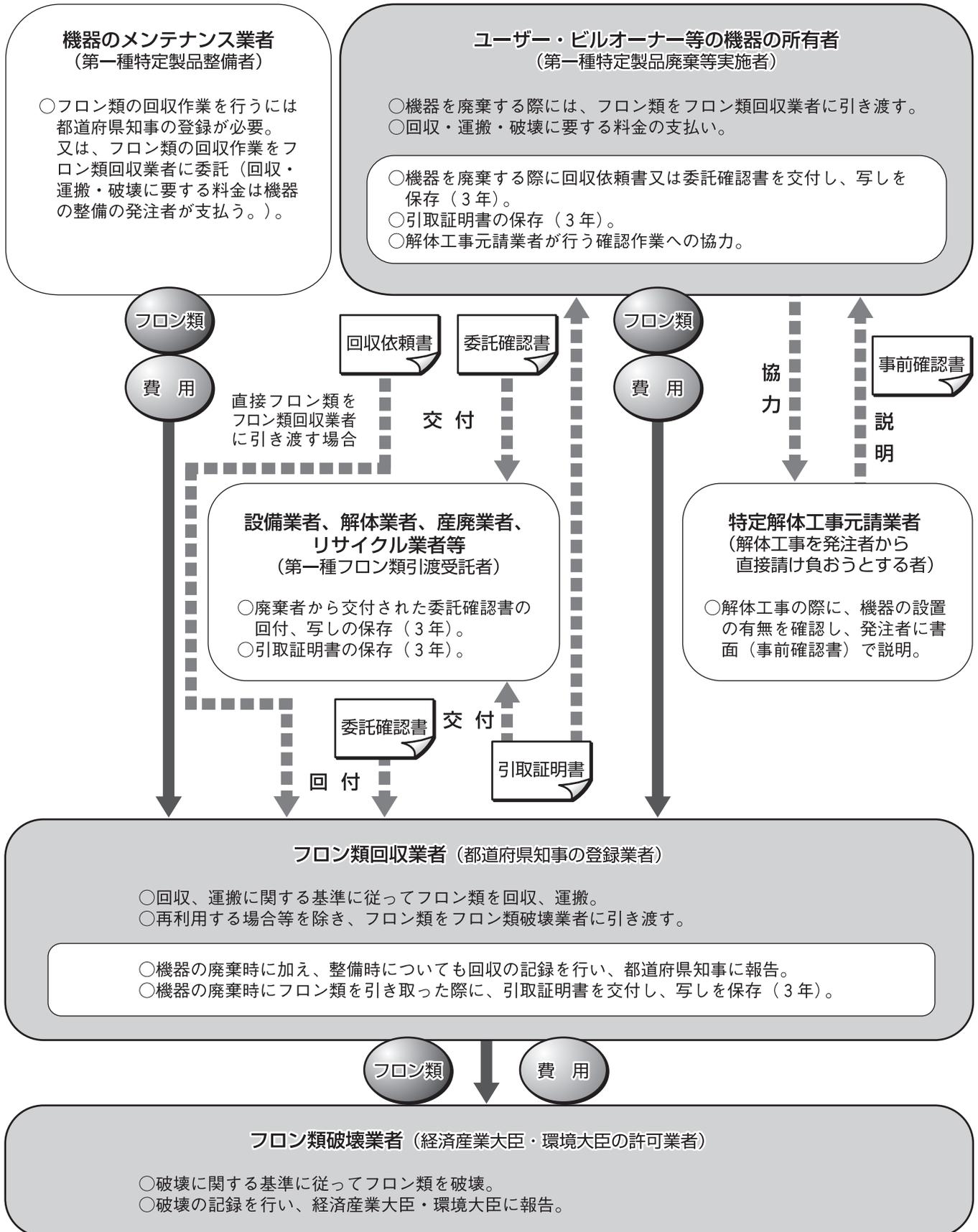
業務用冷凍空調機器の部品等のリサイクルを目的としてリサイクル業者等に機器を譲渡する場合についても、フロン類回収業者によるフロン類の回収が義務化された。

### (5) 都道府県知事に廃棄者等に対する指導等の権限を付与

都道府県知事は、業務用冷凍空調機器の廃棄等を行おうとする者などに対しても、新たに、指導、助言、勧告、命令等の措置を講ずることができることとした。

## 改正フロン回収破壊法の仕組み

平成14年4月から業務用冷凍空調機からのフロン回収が義務づけられていますが、法改正により平成19年10月1日から、関係者は、それぞれ以下のことを行わなければなりません。



が変更された部分

## 改正フロン回収破壊法 Q&A

### 【製品区分】

- Q 1** 家庭用機器と業務用冷凍空調機器の違いは、どのように見分ければよいのですか。
- A 1** 業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）とは、一般消費者が通常生活の用い供する以外の機器であり、業務用として製造、販売された機器となります。フロン回収破壊法施行以降（平成14年4月1日以降）に販売された機器には表示義務があり、第一種特定製品であること、フロン類の種類、量が記載されています。また、フロン回収破壊法施行以前の機器についても、業界の取組みにより表示（シールの貼付）が進められています。不明な場合は、メーカーや販売店にお問い合わせください。
- Q 2** 冷蔵冷凍車の運転席用のエアコン及び架装部分のエアコンは対象ですか。
- A 2** 架装部分の冷凍空調機器は、第一種特定製品であるためフロン回収破壊法の対象です。運転席のエアコンは自動車リサイクル法の対象となります。したがって、運転席及び架装部分の双方からフロンを回収するには、フロン回収破壊法の第一種フロン類回収業者及び自動車リサイクル法のフロン類回収業者の両方の登録が必要です。
- Q 3** 保冷車、冷凍車の冷凍ユニットと運転席のクーラーの冷媒（フロン）が同一系統の場合は、どのように取り扱うのですか。
- A 3** 自動車リサイクル法に基づきフロンを回収することになります。
- Q 4** カーエアコンの整備時のフロン回収は、今回のフロン回収破壊法の改正により、何らかの変更はありますか。
- A 4** 今回の改正により変更はありません。ただし、カーエアコン（第二種特定製品）の整備時にフロン類の回収又は運搬を行う者は、フロン回収破壊法に定める回収又は運搬に関する基準に従って行わなければなりません。

### 【行程管理票関係】

- Q 5** 行程管理票、事前確認書の様式は、どこで入手することができますか。  
また、購入はユーザー、元請業者、回収業者のうち、どこが購入すべきものなのでしょうか。
- A 5** 行程管理票の標準書式は、フロン回収推進産業協議会（tel 03-5842-2380）で販売しておりますので、お問い合わせください。  
行程管理票の回収依頼書、委託確認書の交付は廃棄等実施者（ユーザー）の責務です。実際には、ユーザーが自身で行程管理票を準備することも可能ですが、元請業者、回収業者が入手し、この分を併せて回収費用を負担してもらうという方法も考えられます。
- Q 6** 改正法の施行は平成19年10月1日ですが、それ以前に（例えば9月30日）に依頼したフロン回収は、行程管理制度の適用を受けるのですか。
- A 6** 廃棄等実施者が回収業者に直接依頼し、10月1日以降にフロン回収する場合は、発注期日にかかわらず行程管理制度の適用（回収依頼書の発行）を受けます。廃棄等実施者がフロンの回収を取次業者に委託する場合には、依頼・発注を10月1日以降に行った場合に限り、行程管理制度の適用（委託確認書の発行）を受けます。

また、建物解体工事の際の事前確認書による説明についても、10月1日以降に「当該工事を請け負おうとする建設業を営む者」となった場合に適用されます。

- Q7** ビル用マルチエアコンや別体型のショーケース等において、室内機を残したまま室外機を交換するような場合は、整備と廃棄のどちらに該当するのでしょうか。
- A7** 室外機のみを交換できるようなシステムにおいては、室内機と室外機は別個の機械と判断されますので、この場合廃棄に該当し、行程管理制度の適用を受けます。
- Q8** 特定解体工事元請業者の事前確認及び説明において、これを回収業者に依頼してもよいですか。
- A8** 事前確認・説明は特定解体工事元請業者の義務ですので、特定解体工事元請業者自身が業務用冷凍空調機器の有無を確認し、事前確認書を作成・説明を行う必要があります。確認作業時において業務用冷凍空調機器に精通した回収業者が同行し協力することは、フロン回収を確実なものとする面から望ましいといえますが、責任は特定解体工事元請業者にありますので、御注意ください。
- Q9** 特定解体工事元請業者の説明において、「全部又は一部を解体する工事」にはリフォーム工事を含むとのことですが、壁紙の張り替えのような場合でも事前確認や書面による説明の対象となりますか。
- A9** 業務用冷凍空調機器と関係のない、壁紙の張り替えや外壁塗装だけを行う場合は不要と考えられますが、一緒に冷媒配管を外すような場合は「一部を解体する工事」に該当し、事前確認等が必要と考えられます。

#### 【廃棄等実施者関係】

- Q10** ユーザーが、まだ使用できる機器を、再利用することを目的に中古業者に譲渡し、中古業者がその部品や金属材料を販売した場合、誰が廃棄等実施者になるのですか。
- A10** このようなケースでは、中古業者が廃棄等実施者になります。
- Q11** フロン回収には産業廃棄物のように契約書が必要になるのですか。
- A11** フロン回収の依頼は、必ずしも契約書を取り交わす必要はありませんが、回収業者等に明確に発注することが必要です。また、行程管理票はフロン回収の契約書ではありません。回収費用に関し契約書が必要であれば別に作成してください。

#### 【回収業者関係】

- Q12** 全国の機器のサービスを本社で受け付け、他県の支店や特約店で整備を行いフロンを回収する場合、各都道府県での回収業者の登録は必要ですか。また、回収量報告を本社で一括して行うことはできますか。
- A12** フロン回収業の登録は、回収業務を行う地域を管轄する都道府県知事の登録を受ける必要があります。また、回収量報告も、実際に回収業務を行った都道府県別に行う必要があります。

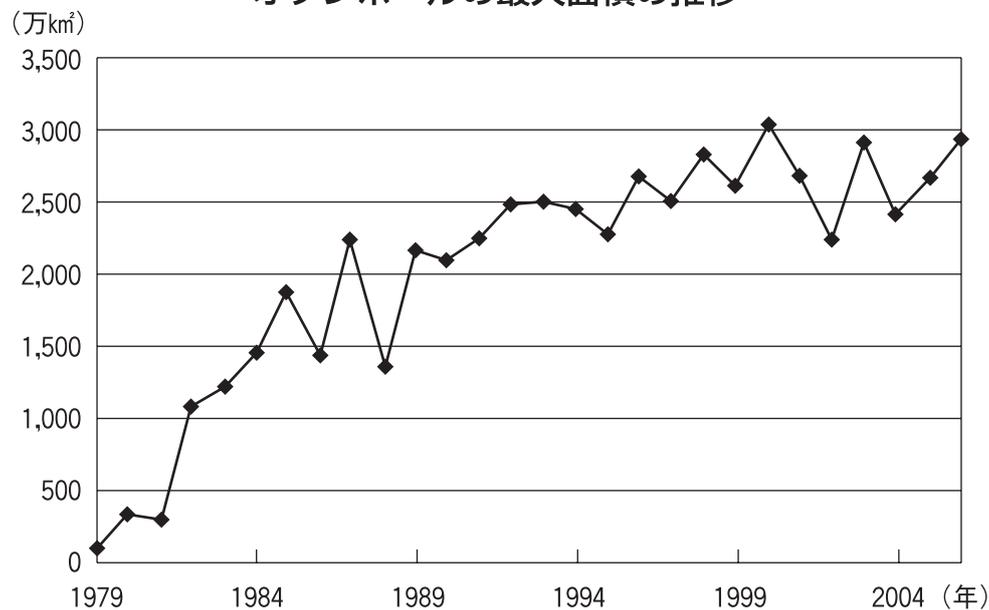
## 2006年のオゾンホールは過去最大級

気象庁が発表した2006年のオゾンホールに関する調査結果によると、南極のオゾンホールの面積（米国宇宙航空局（NASA）の衛星観測）は、過去2番目に大きい2,930万K㎡を記録したことがわかりました。（過去最大は、2000年の3,030万K㎡）

また、破壊されたオゾン総量の目安となる「欠損量」についても、10,500トンと過去2番目の欠損量となりました。（過去最大は、2003年の10,700トン）

オゾンホールが過去最大級に達した理由として、大気中のオゾン破壊物質の濃度が1990年代後半のピーク後も高い状態が持続している中で、オゾン層破壊の促進に関係する南極域成層圏の低温域（-78℃以下）の面積が過去10年間の最大レベルで推移したことがあげられております。

### オゾンホールの最大面積の推移



上図のように、オゾンホールの状況は、年によって変動があるものの、依然として規模が大きく、過去最大級を維持しております。このため、オゾン層を破壊するフロンから破壊しない代替フロンへの転換を進めるとともに、エアコンや冷凍冷蔵機器からのフロン回収を継続して実施していく必要があります。

編集・発行

**埼玉県フロン回収・処理推進協議会 事務局**

 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁第三庁舎1階  
 (埼玉県環境部青空再生課内)

TEL : 048-830-2986 FAX : 048-830-4780

Eメール : a3050-09@pref.saitama.lg.jp